

令和 7 年度

(単位：円)

札幌市水道局

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件 名 白川第1浄水棟表洗ポンプNo. 2電動機整備修繕
- 2 業 者 名 株式会社日立インダストリアルプロダクツ北海道営業所
- 3 特定理由 本修繕の対象機器は、第1浄水棟ろ過池洗浄用ポンプである。
本修繕は、機器の構成部品を交換し、動作状況の確認などの総合的な試験調整を行って機器の機能の回復を図るものであるが、対象機器は白川浄水場用として特別に設計・製作されたものであり、そのデータは一般に公開されていない。
上記業者は、当該機器の設計・製作を行った㈱日立製作所からポンプ設備技術の継承を受けている業者であり、他業者では知り得ない本修繕に係る必要なデータを所有している唯一の業者である。
以上より、上記業者以外では本修繕を履行することはできない。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

令和 7 年度

(単位：円)

札幌市水道局

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件 名 平岸配水池ほか電動弁整備修繕
- 2 業 者 名 株式会社 前澤エンジニアリングサービス 北海道営業所
- 3 特定理由
本修繕は、前澤工業㈱が製造した電動弁の整備である。
弁の信頼性向上と機能維持を図り、円滑かつ効率的な運転を確保するためには、適確な整備を行い性能評価することが必要であり、製品に精通した知識や技術が必要不可欠となる。
よって、製造者が保有する機器独自の設計データがなければ履行が不可能である。
標記業者は、当該弁設備の製造業者である前澤工業（株）から、弁設備技術の継承を受けている道内唯一の業者であることから、特定することとする。
- 4 根拠規定
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

【特定調達契約の場合】

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第____号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

令和 7 年度

(単位：円)

札幌市水道局

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

1 件 名 芸術の森ポンプ場ほか自家発電設備整備修繕

2 業 者 名 メタウォーター株式会社 北海道営業所

3 特定理由

本修繕は富士電機システムズ株式会社が製造した自家発電設備の整備である。自家発電設備の信頼性向上と機能維持を図り、円滑かつ効率的な運転を確保するためには、適確な整備を行い性能評価することが必要であり、製品に精通した知識や技術が必要不可欠となる。

よって、製造者が保有する機器独自の設計データがなければ履行が不可能である。標記業者は、製造者である富士電機システムズ株式会社から自家発電設備技術の継承を受けている道内唯一のサービス代理店であることから、特定するものである。

4 根拠規定

~~地方公営企業法施行令第21条の13第1項第____号に該当すると判断されるため。~~

【特定調達契約の場合】

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。